⑥若年世代へのコロナ感染防止対策と

在留外国人へのコロナワクチン接種について

最後に、若年世代へのコロナ感染防止対策と在留外国人へのコロナワクチン接種についてお尋ねいたします。

本県における新型コロナウイルス感染は、昨年２月 21 日に最初の感染者が確認されて以来、本日でちょうど１年７か月となります。先週までの累計感染者数は１万 4,065 人に達し、今も感染の発生が続いています。

感染発生以来、本県では、２度のまん延防止等重点措置の適用をはじめ、官民挙げての感染防止対策推進によって、一時は感染者の大幅な減少を見ましたが、デルタ株への置き換わりが進むにつれて、増減を繰り返しながら今日に至っております。

この間、県と市町村におかれては、感染防止の切り札の一つであるワクチン接種に総力を挙げて取り組まれ、昨日までに、12 歳以上の接種対象県民のうち、１回目の接種を受けた方が約 78%、２回目も済ませた方が約 69%に達しています。

とりわけ、感染した場合、重症度が高くなることが懸念される 65

歳以上の高齢者では、90％を超える方々が２回のワクチン接種を終えられたことによって感染者数が激減し、ワクチンの効果が実感されているところであります。

しかし、その一方で、感染力の強いデルタ株による感染が拡大し続ける中、以前は少なかった若年層への感染が急増しております。

県統計によれば、60 歳以上の累計感染者は 16％までに減少したのに対し、29 歳以下の若い世代では 45％と激増し、全体の過半数に迫ろうとしています。

さらに注目すべきは、従来感染しにくいとされてきた９歳以下の子供たちの感染が、全体の７％に達していることです。

最近では、高校、中学校、学童クラブでのクラスターが発生し、さらには保育施設において、園児 65 名感染の大規模クラスターを含む多数のクラスターが発生したことから、熊本市では、家庭内感染を抑えるために、保育園児の保護者に対して、登園自粛を要請する事態に至っております。

こうした子供たちへの感染拡大と家庭内感染の悪循環は、いつ、どこで起きても不思議ではない、せっぱ詰まった状況にあると考えますが、県として、今後、ワクチン接種の対象に含まれない 12 歳以下

の幼児、児童生徒を含む若年世代への感染を広げないために、いかなる対応を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

また、若い世代への感染防止対策に加え、私が懸念を抱いておりますことに、本県に在留する外国人の方々に対するワクチン接種の問題があります。

昨年10月の県統計によれば、県内在住の外国人は約1万8,000人に上ります。この人たちに対するワクチン接種はどのように進められているのか、山鹿市の担当課に尋ねたところ、山鹿市では、在留外国人にも日本人と同じ日本語の接種券を郵送している、また、技能実習生やその他の外国人に対しても集団接種を行っている、多くの技能実習生が働いている企業では、担当者が前もって山鹿市と連絡を取り、言葉の分かる人を配置して対応したので、大きなトラブルはなかったとの回答をいただきました。

しかし、その一方で、接種券が日本人と同じ日本語による通知のため、本人がきちんと理解をしているのか分からない、小さな企業や技能実習生が少ないところでは対応が難しいのではないかと心配する声が出てきたことをお伝えいたします。

コロナ感染防止対策の実施に際しては、申すまでもなく、極力取り

残しが起きないように、可能な限り広く、丁寧に呼びかけを行った上で、その経過と結果を正確に把握することが肝要であることは申すまでもありません。

そこでお尋ねですが、本県在留外国人の方々へのワクチン接種は円滑に実施できているのか、これまで何名が接種を受けられたのか、市町村やほかの部署との連携、また、県民広域接種センターの取組についてお教えください。

以上２点、若年世代へのコロナ感染防止対策と在留外国人へのコロナワクチン接種について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長早田章子さん登壇〕

～答弁～

◎健康福祉部長（早田章子さん）　まず、若年世代へのコロナ感染防止対策については、第５波で若い世代の感染が急増したことや12歳未満の子供はワクチンを接種できないことなどから、これまで以上に重視する必要があります。

そのため、県では、若い世代への周知啓発に加え、学校や保育所等における対策をより一層徹底しています。

例えば、学校では、今回のまん延防止等重点措置の適用期間は、感染状況に応じて分散登校等を実施するとともに、感染防止対策を講じてもなおリスクが高い学習活動を行わないこと、全ての部活動を原則中止することなどの対策を取られています。

また、保育所などには、原則開所をお願いしていますが、未就学児は、ワクチンを接種できず、一律のマスク着用も困難であるため、保育現場では大変苦慮されています。そのため、職員の感染防止対策や家庭内の感染の防止に向けた保護者への周知を徹底しています。

引き続き、若い世代における基本的な感染防止対策を徹底してまいります。

次に、在留外国人へのコロナワクチン接種については、これまでのところ大きな問題は生じておりません。

在留外国人の接種人数は、国が定める接種券の記載事項に国籍が含まれていないため把握できませんが、広く、丁寧に在留外国人へ接種を呼びかけることは重要です。

県では、市町村に在留外国人へ丁寧な周知を行うことなどを依頼しており、例えば長洲町では、雇用者等と連携し、接種券の送付時に母国語での案内を同封するとともに、専用の集団接種日を設定され、

県では、この集団接種に必要なワクチンを追加配分し、支援しております。

　また、国籍別のコミュニティー等を通じた予約窓口の周知等に加え、外国人サポートセンターによる窓口支援、副反応などの電話相談に 20 言語で対応できる体制を準備しています。

　県民広域接種センターでは、予約された在留外国人の方に、通訳などを必要とされるか事前に確認し、会場ではきめ細かに対応しております。

　今後も、在留外国人の皆様に円滑に接種していただくために、引き続き市町村と連携して丁寧な周知等に取り組んでまいります。

～切り返し～

◆（渕上陽一君）　御答弁ありがとうございました。

　12 歳未満の子供たちは、ワクチン接種の対象にならないため、基本的な感染防止対策の徹底と、周囲の御家族、先生をはじめとする関係者が、漏れなくワクチン接種を受けることを通じて、子供たちを感染から守ることが何より肝要であると思います。

　外国人労働者の環境は、受入先に違いがあり、ワクチン接種もきち

んと行われているか、大変心配する部分があります。外国から働きに来られた方々が、安心してワクチンが接種できるよう、よろしく御指導いただきますようお願いいたします。

外国の方が帰国され、熊本で安心して働けたと言ってもらうことが、また次も、そしてそのほかの人にも、熊本を選んでもらうことにつながるかと思います。

本年の２月、坂梨先生も、技能実習生について質問されたかと思います。私も、そのような思いで今回質問させていただきました。

以上で今回準備した全ての質問は終了しました。

最後まで御清聴ありがとうございました。